

# こんにちは ハローワーク

平成27年11月30日発行

12 月号

築館公共職業安定所  
栗原市築館薬師2丁目2-1

TEL 0228-22-2531  
FAX 0228-22-6892

## ハローワークからのお知らせ

○若者雇用促進法に基づく新たな認定制度が始まります！

○平成28年1月から雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要となります



## 労働市場の動き(10月内容)

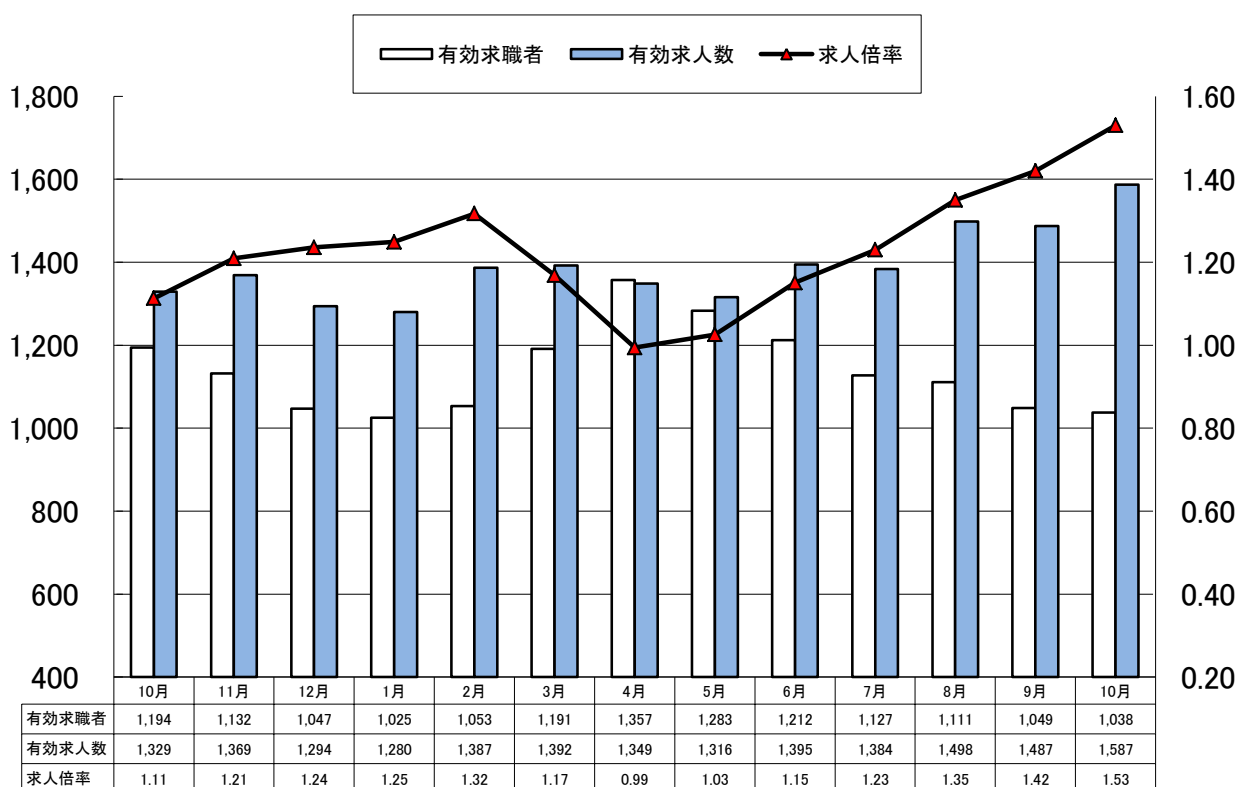
ハローワーク築館管内の求人・求職の動向



■ 10月の有効求人倍率は、1.53倍

有効求職者数は、1,038人、有効求人数は、1,587人

- ・新規求人数は、前月に比べ17.1%増加し、対前年同月比でも16.6%増加しました。
- ・主な産業別で見ると対前年同月比では、建設業、製造業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉で増加し、卸売・小売業、生活関連サービス業・娯楽業、サービス業で減少しました。
- ・新規求職者数は、前月に比べ4.7%増加し、対前年同月比では19.5%減少しました。
- ・有効求人倍率は、1.53倍で前月に比べ0.11ポイント増加し、対前年同月でも0.42ポイント増加しました。



# 若者雇用促進法に基づく 新たな認定制度が始まります！

～平成27年10月1日からスタート～

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、これらの企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ります。

## Q 認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A 認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワーク等で重点的PRの実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業等に関するポータルサイトにも企業情報を掲載しますので、御社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マーク使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品、広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成措置を活用する際、一定額が加算されます。 ① キャリアアップ助成金 ② キャリア形成促進助成金 ③ トライアル雇用奨励金

## Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 下記に記載されている認定基準をすべて満たす中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)であれば、認定企業となることができます。

## Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには宮城労働局へ申請が必要です。下記の認定基準を満たしていることを確認した後、宮城労働局から認定通知書を交付します。

※認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類を提出いただきます。

### <認定基準>

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること※2
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること</li> <li>・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した者の離職率が20%以下</li> <li>・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下または週労働時間が60時間以下の正社員の割合が5%以下</li> <li>・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上</li> <li>・直近3事業年度において、男性労働者の育児休業等の取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上※3</li> </ul>
4	右の雇用情報項目について公表していること <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数・男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数</li> <li>・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の女性割合</li> <li>・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)</li> </ul>
5	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
6	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
7	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
8	重大な労働関係法令違反を行っていないこと

※1 大卒等求人については、「既卒3年以内の既卒者の応募可」であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく社内の他の雇用形態の労働者に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者を言います。

※3 男女ともに育児休業等の取得者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。

平成28年1月から

# 雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要となります

## 1. マイナンバー制度の概要

- ◆社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が導入されます。
- ◆平成27年10月から、マイナンバー(個人番号)・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- ◆雇用保険関係では、被保険者資格取得届などに個人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
- ◆今後、個人番号をキーにした事務処理を行うことにより、行政事務の効率化や雇用保険業務の適正な運営を行うことを目的としています。

## 2. 個人番号の記載が必要となる届出

- ◆個人番号は、社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続に使用する番号で、雇用保険業務では被保険者の資格取得や確認、給付などに利用します。
- ◆雇用保険業務においては、
  - ・平成28年1月から、被保険者資格取得届・資格喪失届などに個人番号※を記載してハローワークに届け出ることが必要です
  - ・在職者の個人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。※ハローワークから事業主に返戻する書類には個人番号は記載されません。
- ◆様式一覧(事業主提出用)
  - ①雇用保険被保険者資格取得届、②雇用保険被保険者喪失届
  - ③高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書※
  - ④育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書※ ⑤介護休業給付金支給申請書※※事業主が提出する場合には労使間で協定を締結することが必要です。

## 3. 個人番号の収集にあたっての留意事項

- ◆事業主は、被保険者資格取得届などの届出にあたり、従業員から個人番号を収集する場合には、事前に本人確認として、個人番号の確認と身元(実存)確認をすることが必要です。
- ◆具体的には、個人番号カードによる確認または通知カードと写真付き身分証明書(運転免許証など)による確認が必要です。
- ◆加えて、マイナンバーを含む個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止などの安全管理措置の実施や特定個人情報を委託先に提供するときには、委託先の適切な監督などの措置が必要です。  
※詳細は、内閣官房「社会保障・税番号制度ホームページ」の「マイナンバーガイドライン」や「よくある質問」などを参照してください。

## 4. 法人番号の記載が必要となる届出

法人番号は、個人番号とは異なり、原則として公表され、自由に利用できる番号です。

- ◆雇用保険業務において
  - ・平成28年1月から、事業所設置届などに法人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
  - ・また、既に適用事業所となっている事業所(個人事業主を除く)の法人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。
- ◆様式一覧(事業主提出用)
  - ①雇用保険適用事業所設置届、②雇用保険適用事業所廃止届※個人事業主の場合は記載の必要はありません。



# 雇用の動き(10月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	268	4.7	▲ 19.5
	うち45歳以上	107	13.8	▲ 30.1
	有効求職者数	1,038	▲ 1.0	▲ 13.1
	うち45歳以上	496	▲ 3.7	▲ 14.5
求人関係	新規求人数	638	17.1	16.6
	うち常用	507	3.7	7.9
	有効求人数	1,587	6.7	19.4
	うち常用	1,354	1.9	13.1
紹介関係	紹介件数	326	▲ 3.0	▲ 29.1
	うち常用	298	▲ 6.9	▲ 26.4
就職関係	就職件数	129	4.9	▲ 11.0
	うち常用	118	3.5	▲ 7.1

(パートタイムを含む)

雇用保険適用状況				
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	214	18.2	▲ 11.6
	資格喪失者数	231	33.5	▲ 23.0
	月末現在被保険者数	16,394	▲ 0.1	0.6

